

四半期報告書

(第18期第1四半期)

株式会社インターネットイニシアティブ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	39

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月12日

【四半期会計期間】 第18期第1四半期
(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社インターネットイニシアティブ

【英訳名】 Internet Initiative Japan Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 幸一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03-5259-6500

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 渡井 昭久

【縦覧に供する場所】 株式会社インターネットイニシアティブ関西支社
(大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号)
株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社
(愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号)
株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所
(神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第17期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第18期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第17期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
営業収益 (千円)	16,328,133	15,834,510	69,730,730
営業利益 (千円)	411,262	350,878	2,917,382
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	309,571	299,856	2,034,488
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	169,077	180,478	1,419,304
当社株主に帰属する株主資本額 (千円)	24,991,279	25,296,144	25,169,184
総資産額 (千円)	51,934,164	50,670,802	52,301,199
1株当たり当社株主に帰属する株主資本額 (円)	121,036.03	124,892.09	124,265.27
基本的1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)	818.86	891.06	6,917.87
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (円)	818.39	891.06	6,916.85
当社株主に帰属する株主資本比率 (%)	48.1	49.9	48.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,017,834	2,163,880	8,630,869
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△824,732	△1,105,442	△3,328,072
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,695,413	△1,332,169	△6,573,337
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	9,943,205	9,897,436	10,187,724
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	1,513 (36)	1,673 (26)	1,602 (34)

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

2 当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の原則（以下、「米国会計基準」といいます。）に基づき作成されております。

3 営業収益（売上高）には、消費税等は含まれておりません。

4 本書において、税引前四半期（当期）純利益は、法人税等及び持分法による投資損益調整前四半期（当期）純利益を表示しております。

5 当第1四半期連結累計（会計）期間より、従前の四半期（当期）純利益に相当する計数として、当社株主に帰属する四半期（当期）純利益を表示しております。

6 当第1四半期連結会計期間より、従前の株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率に相当する計数として、それぞれ当社株主に帰属する株主資本額、1株当たり当社株主に帰属する株主資本額及び当社株主に帰属する株主資本比率を表示しております。

7 1株当たり当社株主に帰属する株主資本額は、各期末時点の流通株式数に基づき計算しております。

8 基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期（当期）純利益（△純損失）は、期中平均流通株式数に基づき計算しております。

9 第18期第1四半期連結累計（会計）期間において、潜在株式は希薄化効果を有しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

また、関連会社についても重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

当社は、当社の連結子会社である㈱トラストネットワークスへ、当第1四半期連結会計期間において266百万円を、平成21年7月に75百万円を追加出資いたしました。本書提出日現在、㈱トラストネットワークスの資本金は670百万円であり、同社に対する当社の議決権保有割合は72.3%であります。

当社は、当社の連結子会社であるGDX Japan㈱へ、当第1四半期連結会計期間において25百万円を、平成21年7月に40百万円を追加出資いたしました。本書提出日現在、GDX Japan㈱の資本金は218百万円であり、同社に対する当社の議決権保有割合は60.2%であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名） （外、平均臨時雇用者数）	1,673 (26)
-------------------------	---------------

（注）従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名） （外、平均臨時雇用者数）	725 (13)
-------------------------	-------------

（注）従業員数として、職員及び契約社員の総数を記載しております。受入出向社員は含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績は、以下のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
システムインテグレーション	4,855,795	△19.7
合計	4,855,795	△19.7

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 前年同四半期比の欄は、前年同四半期比での増減率を記載しております。
 3 当社グループは、インターネット接続及びアウトソーシングサービス、機器販売ならびにATM運営事業において生産を行っておりませんので、これらに係る生産実績の記載事項はありません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績及び受注残高は、以下のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)			
	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
システムインテグレーション及び機器販売	8,171,142	△7.7	16,340,922	△2.9
合計	8,171,142	△7.7	16,340,922	△2.9

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 前年同四半期比の欄の%表示は、前年同四半期比での増減率を記載しております。
 3 当社グループは、インターネット接続及びアウトソーシングサービスならびにATM運営事業において受注生産を行っておりませんので、これらに係る受注高及び受注残高の記載事項はありません。
 4 システムインテグレーション及び機器販売において、受注段階では区分が困難であるため、これらの合計額を記載しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における役務区分別の販売実績は、以下のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高合計	9,125,830	8.7
うち、法人向け接続サービス	3,448,493	10.9
うち、個人向け接続サービス	1,697,894	6.4
うち、アウトソーシングサービス	3,979,443	7.8
システムインテグレーション売上高合計	6,564,646	△14.6
うち、構築	1,803,635	△40.6
うち、運用保守	4,761,011	2.3
機器売上高	136,575	△42.6
ATM運営事業売上高	7,459	54.3
合計	15,834,510	△3.0

- (注) 1 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2 前年同四半期比の欄の%表示は、前年同四半期比での増減率を記載しております。
 3 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間において、総販売高に対する割合が100分の10を超える主要な販売先はありませんので、主要な販売先別の販売高及び当該販売高の総販売高に対する割合について記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書（平成21年6月29日提出）に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、記載すべき経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

① 当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）の連結業績の概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益及び設備投資の大幅減少、弱めの個人消費等、依然として厳しい状況にあるものの、輸出及び生産の一部において持ち直しの動きがみられました。先行きについては、雇用情勢が悪化するなか厳しい状況が続くとみられますが、在庫調整圧力の低下や経済対策効果による景気の下支えに加え、対外経済環境が改善することにより、景気は持ち直しに向かうことが期待されております。一方で、低水準の生産活動等から雇用情勢の一層の悪化が懸念され、また、世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念などの景気下押しリスクに留意する必要があります。

当社グループが関連するデータ通信市場におきましては、インターネット接続及びアウトソーシングサービス等の継続した役務提供においては、特に当第1四半期にて企業の年度予算策定にあたっての費用予算低減要請による値下げ圧力があつたものの、企業のアウトソースによるコストダウン追求の意識は強く、需要は前年度から引続き堅調でありました。システム構築分野においては、景気悪化が鮮明になる以前の前年同期と比較すると企業の設備投資意欲の減少による影響が強く見られ、非常に厳しい状況にありますが、昨年末から本年初旬にかけての世界的な金融危機直後の状況よりは若干は緩和しつつある情勢と認識しております。

当第1四半期連結会計期間における売上面は、企業のネットワーク関連サービスへの底堅い需要を背景に、IIJモバイル等の無線データ通信サービスを含む法人向け接続サービス、個人向け接続サービス、セキュリティ及びメール関連のアウトソーシングサービス、システム運用保守売上高は各々前年同四半期比にて増加し、当社グループのストック売上高（サービス提供契約に基づく月次恒常売上）は、前年同四半期比6.4%増の13,887百万円（前年同四半期は13,050百万円）となりました。システム構築分野における一時売上高は、景気低迷の影響を受け、前年同四半期比40.6%減の1,804百万円（前年同四半期は3,036百万円）となりました。これらより、当第1四半期連結会計期間の営業収益（売上高）は、前年同四半期比3.0%減の15,835百万円（前年同四半期は16,328百万円）となりました。

利益面では、ストック売上が前年同四半期比にて増加したことに加え、システム構築に係る常勤外注人員の削減、諸費用抑制等のコストコントロールを前年度下半期より引き続き強化したこと等により、当第1四半期連結会計期間のインターネット接続及びアウトソーシングサービスの売上総利益は1,475百万円（前年同四半期は1,331百万円）、システムインテグレーションの売上総利益は1,689百万円（前年同四半期は1,665百万円）と各々前年同四半期比にて増加いたしました。当第1四半期連結会計期間において、ATM運営事業を推進する連結子会社㈱トラストネットワークスは引き続き事業の立ち上げ時期にあり、ATM運営事業の売上総損失は184百万円（前年同四半期の売上総損失は10百万円）となりました。販売費、一般管理費及び研究開発費については、非償却無形固定資産の除却、人件関連費用の増加、連結子会社㈱IIJイノベーションインスティテュートに係る研究開発費の増加等がありましたが、継続的なコストコントロールによる費用抑制を行い、前年同四半期比1.3%増の2,647百万円（前年同四半期は2,614百万円）となりました。これらの結果、当第1四半期連結会計期間の営業利益は、前年同四半期比14.7%減の351百万円（前年同四半期は411百万円）となりました。

セグメント別では、当第1四半期連結会計期間において、新規事業であるATM運営事業の営業損失は前年同四半期比にて増加し233百万円（前年同四半期は69百万円の営業損失）となりましたが、既存事業であるネットワークサービス及びシステムインテグレーション事業の営業利益は、ストック売上高の増加、コストコントロールの奏功により、前年同四半期比21.7%増の589百万円（前年同四半期は484百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間の税引前四半期純利益は、前年同四半期比3.1%減の300百万円（前年同四半期は310百万円）となり、当社株主に帰属する四半期純利益（従前の四半期純利益に相当）は、非支配持分に帰属する四半期純損失の増加により前年同四半期比6.7%増の180百万円（前年同四半期は169百万円）となりました。

②当第1四半期連結会計期間の経営成績の分析

当社グループの営業収益の大部分は「ネットワークサービス及びシステムインテグレーション（SI）事業」からのものでありますので、セグメント別の分析は省略しております。

<連結業績サマリー>

	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	増減率
	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
営業収益合計	16,328	15,835	△3.0
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高	8,396	9,126	8.7
システムインテグレーション売上高	7,689	6,565	△14.6
機器売上高	238	137	△42.6
ATM運営事業売上高	5	7	54.3
売上原価合計	13,303	12,837	△3.5
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価	7,065	7,650	8.3
システムインテグレーション売上原価	6,024	4,876	△19.1
機器売上原価	199	119	△40.2
ATM運営事業売上原価	15	192	1,206.2
販売費、管理費及び研究開発費	2,614	2,647	1.3
営業利益	411	351	△14.7
税引前四半期純利益	310	300	△3.1
当社株主に帰属する四半期純利益	169	180	6.7

<セグメント情報サマリー>

	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
連結営業収益	16,328	15,835
ネットワークサービス及びSI事業	16,342	15,922
ATM運営事業	5	7
セグメント間取引消去	19	94
連結営業利益(△損失)	411	351
ネットワークサービス及びSI事業	484	589
ATM運営事業	△69	△233
セグメント間取引消去	4	5

i) 営業収益

当第1四半期連結会計期間における営業収益は、前年同四半期比3.0%減の15,835百万円（前年同四半期は16,328百万円）となりました。

<インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高>

法人向け接続サービスの売上高は、IPサービスにおけるコンテンツ配信事業者等の増速需要等によるGbps超の広帯域回線の契約数の増加（前年同四半期末比にて30契約増）、IPサービスの契約総帯域の増加、IIJモバイルサービスの契約数の増加等があり、前年同四半期比10.9%増の3,448百万円（前年同四半期は3,110百万円）となりました。

個人向け接続サービスの売上高は、ADSL回線等から光回線への契約移行に伴い売上単価が順次増加したこと、個人向け無線データ通信サービス契約数が増加したこと等により、前年同四半期比6.4%増の1,698百万円（前年同四半期は1,596百万円）となりました。

アウトソーシングサービスの売上高は、企業のアウトソーシング関連サービスへの底堅い需要を背景に、メール関連、セキュリティ関連及びSMFサービス等のネットワーク関連サービス等の売上が増加し、前年同四半期比7.8%増の3,980百万円（前年同四半期は3,690百万円）となりました。

これらの結果、インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高は、前年同四半期比8.7%増の9,126百万円（前年同四半期は8,396百万円）となりました。

<システムインテグレーション売上高>

システムインテグレーションの売上高は、前年同四半期比14.6%減の6,565百万円（前年同四半期は7,689百万円）となりました。システム構築等による一時売上高は、景気悪化による企業の設備投資の縮小等の影響を受け、前年同四半期比40.6%減の1,804百万円（前年同四半期は3,036百万円）となりました。継続的な役務提供に基づく恒常的な運用保守売上高は、前年同四半期比2.3%増の4,761百万円（前年同四半期は4,653百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間末のシステムインテグレーション及び機器販売の受注残高は、前年同四半期末比2.9%減の16,341百万円（前年同四半期末は16,836百万円）となりました。このうち、機器売上を含むシステム構築等による一時売上に関する受注残高は前年同四半期末比24.3%減の3,844百万円（前年同四半期末は5,081百万円）、システム運用保守に関する受注残高は前年同四半期末比6.3%増の12,497百万円（前年同四半期末は11,755百万円）でありました。

<機器売上高>

機器販売は、顧客の要請に応じて機器の調達及び販売を行うものであり、機器売上高は前年同四半期比42.6%減の137百万円（前年同四半期は238百万円）となりました。

<ATM運営事業売上高>

ATM運営事業は、連結子会社である㈱トラストネットワークスによるもので、銀行ATM及びそのネットワークシステムを構築し運営することにより、ATM利用に係る手数料収入を得る事業モデルであります。当第1四半期連結会計期間より、関西地区の一部でATMの導入を開始いたしました。当第1四半期連結会計期間末における遊技業界向けのATM設置台数は26台へと増加し、売上高は7百万円（前年同四半期は5百万円）となりました。

ii) 売上原価

当第1四半期連結会計期間における売上原価は、前年同四半期比3.5%減の12,837百万円（前年同四半期は13,303百万円）となりました。

<インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価>

インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価は、主として、設備関連費用の増加、無線データ通信サービス提供に係る回線関連費用の増加等があり、前年同四半期比8.3%増の7,650百万円（前年同四半期は7,065百万円）となりました。バックボーンコストは、前年同四半期比2.6%増の919百万円（前年同四半期は895百万円）となりました。インターネット接続及びアウトソーシングサービスの売上総利益は、前年同四半期比10.8%増の1,475百万円（前年同四半期は1,331百万円）となり、売上総利益率は16.2%となりました。

<システムインテグレーション売上原価>

システムインテグレーションの売上原価は、システム構築売上高減少に伴う仕入の減少及び常勤外注人員の削減による外注関連費用の減少等があり、前年同四半期比19.1%減の4,876百万円（前年同四半期は6,024百万円）となりました。システムインテグレーションの売上総利益は、前年同四半期比1.5%増の1,689百万円（前年同四半期は1,665百万円）となり、売上総利益率は25.7%となりました。

<機器売上原価>

機器売上原価は、機器売上高の減少に伴い、前年同四半期比40.2%減の119百万円（前年同四半期は199百万円）となりました。売上総利益は18百万円（前年同四半期は39百万円）となり、売上総利益率は12.9%となりました。

<ATM運営事業売上原価>

ATM運営事業は引き続き事業の立ち上げ時期にあり、当第1四半期連結会計期間のATM運営事業売上原価は192百万円（前年同四半期は15百万円）となりました。

iii) 販売費、一般管理費及び研究開発費

当第1四半期連結会計期間における販売費、一般管理費及び研究開発費の総額は、前年同四半期比1.3%増の2,647百万円（前年同四半期は2,614百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間における販売費は、主として非償却無形固定資産の除却及び人件関連費用の増加等があり、前年同四半期比13.0%増の1,325百万円（前年同四半期は1,173百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間における一般管理費は、主として外注関連費用の減少及び一般経費の抑制等により、前年同四半期比9.9%減の1,245百万円（前年同四半期は1,383百万円）となりました。

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は、㈱IIJイノベーションインスティテュートに係る研究開発費の増加があり、前年同四半期比31.0%増の77百万円（前年同四半期は58百万円）となりました。

iv) 営業利益

当第1四半期連結会計期間における営業利益は、インターネット接続及びアウトソーシングサービス、システムインテグレーションに係る売上総利益は各々前年同四半期比にて増加しましたが、ATM運営事業に係る売上総損失の増加、販売費、一般管理費及び研究開発費総額の増加があり、前年同四半期比14.7%減の351百万円（前年同四半期は411百万円）となりました。

v) その他の収益（△費用）

当第1四半期連結会計期間におけるその他の収益（△費用）は、支払利息の減少及び為替差益の計上等があり、51百万円のその他の費用（前年同四半期は102百万円のその他の費用）となりました。

vi) 税引前四半期純利益

当第1四半期連結会計期間における税引前四半期純利益は、前年同四半期比3.1%減の300百万円（前年同四半期は310百万円）となりました。

vii) 四半期純利益

当第1四半期連結会計期間における法人税等は、法人税等調整額（損）186百万円（前年同四半期の法人税等調整額（損）は127百万円）の計上があり、244百万円の費用（前年同四半期は213百万円の費用）となりました。

当第1四半期連結会計期間における持分法による投資損益は、32百万円の利益（前年同四半期は18百万円の利益）となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における四半期純利益は、前年同四半期比23.3%減の87百万円（前年同四半期は114百万円）となりました。

viii) 当社株主に帰属する四半期純利益

当第1四半期連結会計期間における非支配持分に帰属する四半期純損失は、GDJ Japan(株)及び(株)トラストネットワークスに係る損失により93百万円（前年同四半期は55百万円の損失）となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当社株主に帰属する四半期純利益は、前年同四半期比6.7%増の180百万円（前年同四半期は169百万円）となりました。

③参考情報

インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高の内訳、インターネット接続サービスの契約数及び法人向け接続サービスの契約総帯域は、下記のとおりであります

<インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高の内訳>

	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	増減率
	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高合計	8,396	9,126	8.7
うち、法人向け接続サービス	3,110	3,448	10.9
うち、IPサービス(インターネットデータセンター接続サービスを含む)	2,270	2,347	3.4
うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F(ブロードバンド対応型)サービス	713	726	1.9
うち、IIJモバイルサービス(法人向け)	36	299	719.7
うち、その他	91	76	△15.6
うち、個人向け接続サービス	1,596	1,698	6.4
うち、自社ブランド提供分	257	253	△2.0
うち、ハイホーブランド提供分	1,203	1,302	8.3
うち、OEM提供分	136	143	5.5
うち、アウトソーシングサービス	3,690	3,980	7.8

<インターネット接続サービスの契約数>

	前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)	増減数
	契約数(件)	契約数(件)	(件)
法人向け接続サービス契約数合計	32,939	53,513	20,574
うち、IPサービス(100Mbps未満)	854	925	71
うち、IPサービス(100Mbps-1Gbps未満)	203	227	24
うち、IPサービス(1Gbps以上)	72	102	30
うち、インターネットデータセンター接続サービス	286	298	12
うち、IIJ FiberAccess/F及びIIJ DSL/F(ブロードバンド対応型)サービス	24,466	26,274	1,808
うち、IIJモバイルサービス(法人向け)	5,399	24,201	18,802
うち、その他	1,659	1,486	△173
個人向け接続サービス契約数合計	467,453	428,171	△39,282
うち、自社ブランド提供分	49,279	48,053	△1,226
うち、ハイホーブランド提供分	188,575	176,225	△12,350
うち、OEM提供分	229,599	203,893	△25,706

<法人向け接続サービスの契約総帯域>

	前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)	増減
	帯域(Gbps)	帯域(Gbps)	(Gbps)
法人向け接続サービス契約総帯域(注)	422.1	584.7	162.6

(注) 法人向け接続サービスのうち、IPサービス、インターネットデータセンター接続サービス及びブロードバンド対応型サービス各々の契約数と契約帯域を乗じることにより算出しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末比1,630百万円減少し、50,671百万円となりました。

主な増減内容として、流動資産において、売掛金の減少1,724百万円、主として賞与及びシステムインテグレーション案件に係る機器保守料等の前払費用の増加839百万円等がありました。流動負債において、借入金の減少200百万円、買掛金及び未払金の減少1,291百万円等がありました。

当第1四半期連結会計期間末における繰延税金流動資産及び繰延税金固定資産(共に純額)の残高は、各々586百万円及び2,254百万円でありました。

当第1四半期連結会計期間末におけるその他投資の残高は、前連結会計年度末比211百万円増加し2,125百万円となり、その内訳は、上場株式等の売却可能有価証券900百万円、非上場株式等861百万円及び出資金364百万円でありました。

当第1四半期連結会計期間末における電話加入権を除くのれん等の非償却無形固定資産の残高は5,418百万円となり、その内訳は、のれん2,639百万円、顧客関係2,587百万円及び商標権192百万円でありました。また、償却対象無形固定資産の残高は274百万円となり、その内訳は、顧客関係154百万円及びライセンス119百万円でありました。

当第1四半期連結会計期間末における当社株主に帰属する株主資本の額は、前連結会計年度末比127百万円増の25,296百万円となり、当社株主に帰属する株主資本比率は、前連結会計年度末比1.8ポイント改善し、49.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、9,897百万円(前年同四半期末における現金及び現金同等物の残高は9,943百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、営業利益は351百万円と前年同四半期比にて減少(前年同四半期の営業利益は411百万円)しましたが、売掛金の減少1,735百万円、たな卸資産及び前払費用等の増加501百万円など営業資産の増減、主としてシステムインテグレーション案件の減少による仕入れ等の減少に伴う買掛金及び未払金の減少937百万円など営業負債の減少、法人所得税の支払い208百万円があり、これらを主要因として、2,164百万円の収入(前年同四半期は2,018百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得にて1,094百万円の支出(前年同四半期は768百万円の支出)があり、これを主要因として、1,105百万円の支出(前年同四半期は825百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、キャピタル・リース債務の元本返済930百万円(前年同四半期の返済額は839百万円)、当初の返済期限が3ヶ月以内の借入金の返済200百万円(純額)(前年同四半期の返済額は1,400百万円(純額))、平成21年3月期の期末配当金の支払い203百万円があり、これらを要因として、1,332百万円の支出(前年同四半期は2,695百万円の支出)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、(株)IIJイノベーションインスティテュートに係る研究開発費の増加があり、前年同四半期比31.0%増の77百万円（前年同四半期は58百万円）でありました。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	377,600
計	377,600

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	206,478 (注)	206,478 (注)	東京証券取引所(市場第一部) 米国ナスダック市場(注)	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	206,478 (注)	206,478 (注)	—	—

- (注) 当社は、当社の米国預託証券(ADR)を米国ナスダック市場に登録しております。その概要は以下のとおりです。
- ・ 当社普通株式と当社ADRの変換比率 1株に対し400ADR
 - ・ ADR変換株式の比率 発行済株式数のうち7.74%相当
(平成21年3月31日現在の数値を記載しております)
 - ・ 預託銀行 THE BANK OF NEW YORK MELLON CORPORATION
 - ・ 株式からADR及びADRから株式の変換の際にかかる手数料 1ADRあたり0.05米ドル以下
 - ・ 当社の株式及び当社ADRは、上述の変換比率にて、預託銀行を通じて変換をすることが可能です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、新株引受権（新株予約権）を発行しております。

①第1回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(平成12年4月7日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日現在)
新株予約権の数(個)	190(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	950(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額	2,163,418円(注)2、7
新株予約権の行使期間	平成14年4月8日から平成22年4月7日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,163,418円 資本組入額 1,081,709円 (注)2、7
新株予約権の行使の条件	(注)3、4、5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3、4、5、6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいう。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 平成17年10月の株式分割(5分割)の実施に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は5倍となり、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ5分の1に調整されております。

②第2回普通株式新株予約権

株主総会の特別決議日(平成13年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日現在)
新株予約権の数(個)	325 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,625 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額	334,448円 (注)2、7
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から平成23年6月27日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 334,448円 資本組入額 167,224円 (注)2、7
新株予約権の行使の条件	(注)3、4、5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3、4、5、6
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権付与後、株式分割(配当可能利益又は準備金の資本組入れによる場合を含むものとし、以下同様とする)又は株式併合が行われる場合は、発行すべき株式数は次の算式により調整します。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

2 株式の分割又は時価を下回る価額で新株が発行(転換社債の転換、新株予約権証券による権利行使及び旧商法第280条ノ19に基づく新株予約権行使の場合を含まない)される場合は、発行価額は次の算式により調整します。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 権利を与えられた者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分を行うことはできません。

4 上記3にかかわらず、権利を与えられた者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができます。但し、死亡時より1年でその権利は消滅します。

5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「新株予約権付与契約」に定められております。

6 権利を与えられた者は、当社、当社子会社又は関連会社(当社がその株式を20%以上保有する会社をいう。)の役員、従業員である限り、付与された権利の一部又は全部を行使することができます。

7 平成17年10月の株式分割(5分割)の実施に伴い、新株予約権の目的となる株式の数は5倍となり、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ5分の1に調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日(注)	—	206,478	—	14,294,625	—	1,015,310

(注) 当第1四半期会計期間において、発行済株式総数、資本金等の増減はありません。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大量保有報告書の写しの送付はなく、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が把握できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,934	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 202,544	202,544	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	206,478	—	—
総株主の議決権	—	202,544	—

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ㈱インターネットイニシアティブ	東京都千代田区神田神保町 一丁目105番地	3,934	—	3,934	1.91
計	—	3,934	—	3,934	1.91

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月
東京証券取引所(注)1			
最高(円)	141,900	169,000	159,800
最低(円)	99,500	136,100	143,000
米国ナスダック市場(注)2			
最高(米ドル)	3.55	4.40	4.10
最低(米ドル)	2.50	3.40	3.46

(注)1 東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の月別最高・最低の取引株価を記載しております。

2 米国ナスダック市場における当社ADRの1ADR当たりの月別最高・最低の取引価格を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日（平成21年6月29日）後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」といいます。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続きならびに表示方法に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）、並びに、当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社がレビュー証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産：			
現金及び現金同等物	8	9,897,436	10,187,724
売掛金			
- 平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、それぞれ14,788千円及び22,072千円の貸倒引当金控除後		8,532,066	10,256,527
たな卸資産		535,764	529,756
前払費用		2,611,173	1,771,955
繰延税金資産－流動		585,550	762,221
その他流動資産			
- 平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、それぞれ10,120千円及び11,720千円の貸倒引当金控除後		734,912	848,586
流動資産合計		22,896,901	24,356,769
持分法適用関連会社に対する投資		978,512	947,626
その他投資	2、7、8、9	2,125,487	1,914,594
有形固定資産			
- 平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、それぞれ17,260,967千円及び16,444,517千円の減価償却累計額控除後		13,109,350	13,172,891
のれん	3、4	2,639,319	2,639,319
その他無形固定資産－純額	3、4	3,061,818	3,201,806
敷金保証金		2,107,052	2,072,652
繰延税金資産－非流動		2,253,803	2,253,464
その他資産			
- 平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、それぞれ76,344千円及び72,800千円の貸倒引当金、それぞれ16,701千円の貸付金に対する評価性引当金控除後	8	1,498,560	1,742,078
資産合計		50,670,802	52,301,199

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(負債及び資本の部)			
流動負債：			
短期借入金		7,150,000	7,350,000
短期リース債務		3,182,099	3,272,257
買掛金及び未払金		4,774,081	6,064,829
未払費用		1,160,703	1,069,310
退職給付引当金－流動	6	11,959	11,959
繰延収益		1,278,018	1,255,749
その他流動負債		846,049	763,544
流動負債合計		18,402,909	19,787,648
長期リース債務		4,426,767	4,866,120
退職給付引当金－非流動	6	1,458,274	1,399,592
その他固定負債		1,016,107	1,004,920
負債合計		25,304,057	27,058,280
約定債務及び偶発債務	7		
資本：			
当社株主に帰属する株主資本：			
資本金：普通株式			
－平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、それぞれ授権株式数：377,600株、発行済株式数：206,478株		16,833,847	16,833,847
資本準備金		27,521,819	27,611,737
欠損金		△18,571,208	△18,549,142
その他の包括損失累計額		△81,767	△320,711
自己株式			
－平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在、当社が保有する株式数：それぞれ3,934株		△406,547	△406,547
当社株主に帰属する資本合計		25,296,144	25,169,184
非支配持分		70,601	73,735
資本合計		25,366,745	25,242,919
負債及び資本合計		50,670,802	52,301,199

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益：			
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高：			
法人向け接続サービス		3,109,754	3,448,493
個人向け接続サービス		1,596,203	1,697,894
アウトソーシングサービス		3,690,496	3,979,443
合計		8,396,453	9,125,830
システムインテグレーション売上高：			
構築		3,035,748	1,803,635
運用保守		4,653,076	4,761,011
合計		7,688,824	6,564,646
機器売上高		238,021	136,575
ATM運営事業売上高		4,835	7,459
営業収益合計		16,328,133	15,834,510
営業費用：	6		
インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上原価		7,065,072	7,650,504
システムインテグレーション売上原価		6,024,237	4,875,725
機器売上原価		198,926	118,927
ATM運営事業売上原価		14,681	191,769
売上原価合計		13,302,916	12,836,925
販売費		1,172,726	1,324,880
一般管理費		1,382,708	1,245,145
研究開発費		58,521	76,682
営業費用合計		15,916,871	15,483,632
営業利益		411,262	350,878

区分	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
その他の収益(△費用)：			
受取利息		7,956	5,714
支払利息		△106,203	△87,024
為替差損益		△2,403	9,663
その他投資に係る評価損失		△7,391	△1,504
その他－純額		6,350	22,129
その他の収益(△費用)合計－純額		△101,691	△51,022
法人税等及び持分法による投資損益調整前四半期純利益		309,571	299,856
法人税等		213,215	243,943
持分法による投資損益		17,694	31,513
四半期純利益		114,050	87,426
控除-非支配持分に帰属する四半期純損失		55,027	93,052
当社株主に帰属する四半期純利益		169,077	180,478
1株当たり四半期純利益	10		
基本的加重平均流通普通株式数(株)		206,478	202,544
希薄化後加重平均流通普通株式数(株)		206,598	202,544
基本的普通株式1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益(円)		818.86	891.06
希薄化後普通株式1株当たり当社株主に帰属する 四半期純利益(円)		818.39	891.06

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(3) 【四半期連結資本勘定計算書】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	資本合計 (千円)	包括利益 (千円)	当社株主に帰属する資本					非支配持分 (千円)
			欠損金 (千円)	その他の包括 利益累計額 (千円)	資本金		資本準備金 (千円)	
					発行済株式 (千円)	自己株式 (千円)		
平成20年4月1日現在	25,274,815		△19,555,489	90,618	16,833,847	—	27,611,737	294,102
包括利益：								
四半期純利益	114,050	114,050	169,077					△55,027
その他の包括利益、 税効果控除後	47,967	47,967		47,967				
包括利益計	162,017	162,017						
配当金の支払額	△206,478		△206,478					
平成20年6月30日現在	25,230,354		△19,592,890	138,585	16,833,847	—	27,611,737	239,075

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	資本合計 (千円)	包括利益 (千円)	当社株主に帰属する資本					非支配持分 (千円)
			欠損金 (千円)	その他の包括 損失累計額 (千円)	資本金		資本準備金 (千円)	
					発行済株式 (千円)	自己株式 (千円)		
平成21年4月1日現在	25,242,919		△18,549,142	△320,711	16,833,847	△406,547	27,611,737	73,735
子会社の第三者割当増資 引受による親会社持分の 減少（注4）	—						△89,918	89,918
包括利益：								
四半期純利益	87,426	87,426	180,478					△93,052
その他の包括利益、 税効果控除後	238,944	238,944		238,944				
包括利益計	326,370	326,370						
配当金の支払額	△202,544		△202,544					
平成21年6月30日現在	25,366,745		△18,571,208	△81,767	16,833,847	△406,547	27,521,819	70,601

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
四半期純利益		114,050	87,426
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整：			
減価償却費等		1,244,913	1,359,820
退職給付引当金繰入額－支払額控除後		72,256	58,682
貸倒引当金繰入額・戻入益(△)		692	△5,049
有形固定資産除却損		29,688	8,965
その他投資に係る評価損失		7,391	1,504
為替差損		6,921	11,918
持分法による投資損益(受取配当金控除後)		12,686	△31,513
繰延税金費用		126,712	185,982
営業資産及び負債の増減：			
売掛金の減少		3,328,373	1,734,601
たな卸資産、前払費用、その他流動資産及び その他固定資産の増加		△832,472	△500,933
買掛金及び未払金の減少		△1,811,304	△936,518
未払法人所得税の減少		△331,972	△155,467
未払費用、その他流動負債及びその他固定 負債の増加)		49,900	344,462
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,017,834	2,163,880
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
有形固定資産の取得		△768,077	△1,094,298
売却可能有価証券の取得		—	△6,750
短期投資及びその他投資の売却による収入		5,281	13,500
敷金保証金の支払		△64,863	△34,229
敷金保証金の返還		15,917	2,337
積立保険料の支払		△12,938	△13,615
保険払戻金		—	27,613
その他		△52	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△824,732	△1,105,442

		前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金による調達		5,100,000	5,100,000
当初の返済期限が3ヶ月を超える短期借入金の返済		△5,350,000	△5,100,000
キャピタル・リース債務の元本返済		△838,935	△929,625
当初の返済期限が3ヶ月以内の短期借入金の純増減		△1,400,000	△200,000
配当金の支払額		△206,478	△202,544
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,695,413	△1,332,169
現金及び現金同等物に係る為替変動の影響			
現金及び現金同等物の減少額		△1,527,775	△290,288
現金及び現金同等物の期首残高		11,470,980	10,187,724
現金及び現金同等物の四半期末残高		9,943,205	9,897,436
キャッシュ・フローに係る追加情報：			
利息支払額		104,913	95,241
法人所得税支払額		511,927	207,572
現金支出を伴わない投資及び財務活動：			
キャピタル・リース契約締結による資産の取得額		1,063,149	395,145
有形固定資産の取得に係る未払金		147,907	355,442

(注) 四半期連結財務諸表に対する注記を参照。

【当四半期連結財務諸表作成の基準について】

1 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」といいます。）第93条の規定により、米国預託証券（以下、「ADR」といいます。）の発行等に関して要請されている会計処理の原則及び手続ならびに表示方法（主として会計調査公報（以下、「ARB」といいます。）、会計原則審議会意見書（以下、「APB」といいます。）、財務会計基準書（以下、「SFAS」といいます。）及びその解釈指針等、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則）に基づいて作成しております。

当社は、米国証券取引委員会（以下、「米国SEC」といいます。）に当社ADRを発行登録し、平成11年8月に同証券を米国店頭市場（米国ナスダック市場）に登録しております。従って、当社は米国証券法（1934年法）第13条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された英文連結財務諸表を含めた様式20-F（Form 20-F）を、英文年次報告書として米国SECに定期的に提出しております。

2 四半期連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主要な相違の内容

米国の会計基準に準拠して作成した当四半期連結財務諸表と、わが国の四半期連結財務諸表規則等に準拠して作成した連結財務諸表との主要な相違の内容及び金額的に重要性のある項目に係る法人税等及び持分法による投資損益調整前四半期純利益（以下、「税引前四半期純利益」といいます。）に対する影響額（米国の会計基準に修正したことによる影響額）は、下記のとおりであります。

(1) 四半期連結財務諸表における表示の相違について

四半期連結貸借対照表上、「少数株主持分」を「非支配持分」として資本の部に含めて計上しております。

四半期連結損益計算書上、「少数株主損益」を「非支配持分に帰属する四半期純利益」とし、「四半期純利益」の後に区分表示しております。

「持分法による投資損益」は四半期連結損益計算書上、「税引前四半期純利益」の後に独立項目として表示しております。

SFAS第130号「包括利益の報告」を適用しております。当基準書により包括利益に関する情報を開示しております。

(2) 会計処理基準の相違について

イ 法人所得税

法人所得に対する税金については、SFAS第109号「法人所得税の会計」に準拠して会計処理しております。従って、売却可能有価証券の未実現利益の変動による、繰延税金負債の変動のみに起因する繰延税金資産の相殺すべき額の変動の結果生じる評価性引当金の変動は、税金の期間内配分によりその他の包括損益として会計処理されております。

米国財務会計基準審議会（以下、「FASB」といいます。）解釈指針第48号「法人所得税における不確実性に関する会計処理」（以下、「FIN第48号」といいます。）を適用しております。FIN第48号は、SFAS第109号に従って、企業の財務諸表において認識すべき法人所得税の不確実性に関する会計処理を明確にするものであります。本会計処理による前第1四半期連結結果計期間及び当第1四半期連結結果計期間の税引前四半期純利益に与える影響はありません。

ロ リース取引の会計処理

主要なリース取引については、その契約内容が、SFAS第13号「リース会計」が規定するキャピタル・リースに該当する場合、同基準書に準拠して会計処理しております。これにより、所有権が借手に移転すると認められる取引以外のファイナンスリース取引についても、通常の売買に準じた処理を行っております。前連結会計年度の第1四半期連結会計期間より、わが国の会計基準においても売買処理に準じた処理を行っておりますが、この処理に伴い、わが国の会計基準上、過年度において認識されていなかったリース資産の帳簿価額とリース負債との差額に相当する損失が、前第1四半期連結結果計期間において生じております。本会計処理による前第1四半期連結結果計期間の税引前四半期純利益に対する影響額は、196,618千円（益）であります。当第1四半期連結結果計期間の税引前四半期純利益に与える影響はありません。

ハ 退職給付会計

退職一時金及び適格退職年金に関してSFAS第87号ならびにSFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に係る雇用主の会計-SFAS第87号、第88号、第106号及び第132R号の改訂」を適用しております。本会計処理による前第1四半期連結結果計期間及び当第1四半期連結結果計期間の税引前四半期純利益に対する影響額は、それぞれ1,527千円（益）及び1,647千円（益）であります。

ニ のれん

のれんの会計処理に関してSFAS第142号「のれん及びその他の無形固定資産」を適用しております。従って、のれんは償却せず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。わが国の会計基準では、のれんは、原則として計上後20年以内に定額法により償却し、金額が僅少な場合には、発生時の損益として処理されます。本会計処理による前第1四半期連結結果計期間及び当第1四半期連結結果計期間の税引前四半期純利益に対する影響額（わが国の会計基準において、商標権について10年、のれんについて20年で償却したと仮定）は、60,358千円（益）及び35,916千円（益）であります。

(3) 希薄化後普通株式1株当たり四半期純利益の計算方法の相違について

希薄化後普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に関して、SFAS第128号「1株当たり利益」を適用しております。当基準書においては、潜在株式が希薄化効果を有するかどうかの判定は、四半期連結結果計期間を四半期ごとに区切って行います。わが国の1株当たり当期純利益に関する会計基準においては、当該判定は、四半期連結結果計期間をひとつの期間として行いますので、当該各期間の平均株価により、希薄化効果の有無に相違が生じることがあります。

なお、前第1四半期連結結果計期間においては、上述の相違は生じませんでした。また、当第1四半期連結結果計期間においては、潜在株式は希薄化効果を有しませんでした。

【当四半期連結財務諸表に対する注記】

1 事業内容及び重要な会計方針の要約

事業内容

当社は、日本においてインターネット接続サービス及びその他のインターネット関連役務を提供する会社として、平成4年12月に設立され、平成21年6月30日現在、日本電信電話㈱及びその100%子会社であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱（以下、「NTTコミュニケーションズ」といいます。）によりあわせて議決権比率の30.0%を所有されております。当社及び当社の連結子会社（当社グループ）は、日本国内及び米国ならびにアジアの他の国々へのインターネット接続サービスの提供を行っております。さらに当社グループは、システム構築とシステム運用保守からなるシステムインテグレーション役務を提供しております。また、当社の連結子会社の1社が、銀行ATM及びそのネットワークシステムを運営する新規事業を平成19年に開始しており、平成20年に当該事業の試行を完了いたしました。

特定の重要なリスク及び不確実性

当社グループは、インターネットバックボーン網の大半の調達先として数社の通信キャリアに、また顧客へのアクセス回線の調達を東日本電信電話㈱及び西日本電信電話㈱、電力会社及びその関係会社に依存しております。現在、NTTコミュニケーションズが当社グループの利用するネットワーク・インフラの最大の供給元となっております。当社グループは、複数の通信会社、供給業者及び代替的機関を利用することでサービスの中断を緩和していると考えておりますが、通信サービスの混乱が生じた場合、当社グループの経営成績に不利な影響を与える可能性があります。

当社グループにとって潜在的に信用リスクが集中する金融商品には、主に、現金による投資、売掛金及び敷金保証金があります。売掛金に係るリスクは、多数の顧客が顧客基盤を構成していることにより緩和されていると当社グループは考えております。

重要な会計方針の要約

開示の基礎

当社は、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則に従い帳簿を作成し、財務諸表を作成しております。米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に適合するために、当四半期連結財務諸表において調整及び組替えが行われております。これらの調整は法定帳簿には記録されておられません。

組替

当第1四半期連結累計期間の表示にあわせ、前第1四半期連結累計期間の表示について、次の組替を行っております。(1)SFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」の適用により、従来、四半期連結貸借対照表上、負債の部と資本の部の中間の独立項目として区分表示していた「少数株主持分」を、「非支配持分」として資本の部に含めて計上しております。

(2)SFAS第160号の適用により、従来、四半期連結損益計算書上、「法人所得税、少数株主損益及び持分法による投資損益調整前四半期損益」の後に独立項目として区分表示していた「少数株主損益」は「非支配持分に帰属する四半期純利益」とし、「四半期純利益」の後に区分表示しております。

連結

当四半期連結財務諸表は、当社及びそのすべての子会社すなわち、㈱ネットケア、㈱アイアイジェイテクノロジー、IIJ America Inc.、㈱アイアイジェイフィナンシャルシステムズ、ネットチャート㈱、GDX Japan㈱、㈱ハイホー、㈱トラストネットワークス、オンデマンドソリューションズ㈱及び㈱IIJイノベーションインスティテュート（平成20年6月10日に設立）の各勘定を連結したものであります。各連結子会社の第1四半期決算日は、IIJ America Inc.を除き、6月30日であります。IIJ America Inc.の第1四半期決算日は3月31日であり、6月30日までの財務報告を求めることは同社にとって現実的でないことから、当四半期連結財務諸表作成を目的としてIIJ America Inc.の第1四半期決算日を使用しております。当四半期連結財務諸表において調整あるいは開示が求められる四半期連結決算日までの期間に発生した重要な事象はありませんでした。連結会社相互間の重要な取引高及び残高は、連結上、消去しております。当社が重要な影響力を有するが支配力は有しない会社への投資については、持分法を適用しております。一時的でない価値の下落により持分法適用会社に対する投資の価値が帳簿価額を下回った場合には、当該投資を公正価額まで減額し、減損を認識しております。

連結子会社が第三者に対し当社の簿価を上回るあるいは下回る価格で新株式を発行した場合等による当社株主に帰属する持分の変動額は、子会社に対する支配を喪失しない場合、資本取引として認識しております。

見積りの使用

米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した四半期連結財務諸表の作成には、第1四半期決算日現在の資産負債の報告金額及び偶発資産負債の開示、ならびに報告期間における収益費用の報告金額に影響を与えるような見積り及び仮定を経営者が行うことが求められております。使用された重要な見積り及び仮定は主に、原価法による投資先への評価損、繰延税金資産の評価性引当金、貸倒引当金、退職給付に係る年金費用及び年金債務の測定、固定資産及び耐用年数を確定できる無形固定資産の見積り耐用年数、固定資産、のれん及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産の減損であります。なお、実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

収益の認識

顧客からのインターネット接続サービス売上高は、法人向け接続サービス及び個人向け接続サービスからなっております。法人向け接続サービスは、主として、IPサービス及びIIJ Fiber Access/Fサービスなどのブロードバンドサービスにて構成されております。個人向け接続サービスは、IIJ 4U及びIIJmioなどの自社ブランド、またハイホーブランドにて提供されており、その内容はダイヤルアップ接続サービス、光ファイバやADSLによるブロードバンドサービスなどで構成されております。これらの契約の期間は、法人向け接続サービスについては1年、個人向け接続サービスについては通常1ヶ月であります。これらのサービスはすべて、月次で均等額を請求し、収益に計上しております。

アウトソーシングサービス売上高は、ファイアウォールサービスといった種々のインターネット接続関連サービスの売上高、ハウジング、監視及びセキュリティサービスから構成されるデータセンターサービスによる月額収入などからなっております。また、主にコールセンター・カスタマーサポート及び顧客の多拠点間ネットワークを構築するための回線サービスを提供する広域ネットワークサービスを含んでおります。これらのサービスの期間は通常1年であり、収益はそのサービス期間の間、均等に認識しております。

インターネット接続及びアウトソーシングサービスに関連して受け取った初期設定サービス料は繰り延べ、利用見込期間にわたって収益に計上しております。

システムインテグレーション売上高は、主に、システム構築売上高とシステム運用保守売上高からなっております。システム構築には、顧客の要求に合わせたコンサルティング、計画、システム設計、システム開発及び第三者からの機器やソフトウェアの調達が含まれております。システム運用保守は、構築したシステムに関連する保守、監視及びその他の運用サービスからなっております。システムインテグレーション役務は、FASBの新しい会計問題審議委員会（以下、「EITF」といいます。）審議事項第00-21号「複数の製品・サービスを伴う収入取引」という規定に示された指針に沿って処理されております。複数の要素を含むアレンジメントにおける製品・サービスについては、下記の指針に基づき独立性と配分可能性が適用され、以下の全ての要件を満たしている場合、複数の会計単位に分けられます。

- ・提供済みの役務について、顧客からみてそれ自身に独立した価値があること
- ・未提供の役務の公正価値について、客観的且つ信頼できる証拠があること
- ・多面的なアレンジメントが取引に一般的な返品を認めている場合、未引渡しあるいは未提供の役務が提供される可能性が高く、また提供するかどうかの実質的な決定権を販売側が有すること

これらの要件を満たさない場合、アレンジメントの収益認識は、単一の会計単位として、これらの要件を全て満たすかあるいは全ての役務が完了する何れか早い時期まで均等に認識されるか繰り延べられます。これらの要件をそれぞれ満たし、アレンジメントにおける全ての会計単位について、客観的且つ信頼できる公正価値を算定できる場合、当該アレンジメントの収益は公正価値に基づき個々の会計単位に配分されます。これらの要件をそれぞれ満たしていても、未提供の役務の公正価値について客観的且つ信頼できる証拠がある一方で、提供済みの役務についてこれがない場合、アレンジメントの総額から未提供の役務に関する公正価値の総額を差し引く残存法により、提供済みの役務に対する収益を配分します。

システム構築の期間は、1年未満であります。システム構築役務は単独で提供されることもあり、当社グループは、保守、監視及び運用サービスなどの未提供の役務について、信頼できる公正価値と考えられる標準的な価格帯を有しております。さらに、当社グループは、構築したネットワークシステムについて、顧客に返還する権利を与えておりません。それゆえ、システム構築役務は独立した会計単位と考えられ、収益は、構築したネットワークシステム(機器を含む)が引き渡され顧客が受け入れた時点で認識されます。システム構築役務の各構成要素も、独立した会計単位と考えられます。しかし、機器が当該一連のアレンジメントにおける他のシステムの構築に先んじて引き渡された場合には、当社グループが残るシステム構築役務の提供を履行できない際に、顧客が全機器を返却する可能性もあることから、収益の認識は、残るシステムの構築役務の提供を完了し顧客がそれを受け入れる時点まで繰り延べられます。

保守、監視及び運用サービスの収益は、システム構築による収益と分けて個々の契約期間(通常1年)にわたり認識しております。当社グループは、機器売上高を報告する際に、売上高及び関連する原価を総額で表示すべきか或いは稼得した純額で表示すべきかについて、EITF審議事項第99-19号「契約の当事者としての売上高の総額表示と代理人としての売上高の純額表示」に示された指針に沿って評価を行っております。当社グループは、取引において第一義的な責任を負っていること、価格の設定及びサプライヤーの選定に裁量を有していること、サービス仕様の決定に関与していることなどの特定の条件を満たした場合に、顧客に請求した総額を表示しております。

機器売上高は、機器が顧客に引き渡され検収された時点で収益として認識されております。機器の所有権は、機器が顧客に検収された時点で移転します。

ATM運営事業売上高は、主として利用者がATMにて現金の引出しを行う際に支払うATM手数料であります。ATM手数料は、利用者がATMサービスを利用する度に徴収されますが、これらは月次で集計され、収益に計上されます。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物には、当初満期日が3ヶ月以内の定期預金を含めております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として当社グループの過去の貸倒実績及び債権残高に係る潜在的損失の評価に基づき、適切と考える金額を計上しております。

その他投資

SFAS第115号「特定の負債及び持分証券に関する会計処理」に準拠して、当社グループは、市場性のある持分証券を売却可能な価証券に分類しており、これらは公正価値により会計処理し、未実現損益は損益計算を通さずに、その他の包括利益(損失)累計額に含めて計上しております。売却原価は平均原価法により算定しております。

当社グループは、売却可能な投資の公正価値について定期的にレビューを実施し、個々の投資の公正価値が原価以下まで下落していないか、またその下落は一時的なものか否かを判定しております。価値の下落を一時的でないと判定した場合には、当該投資の帳簿価値を公正価値まで評価減しております。一時的でない価値の下落の判定は、公正価値の下落の程度、公正価値の下落が原価を下回っている期間の長さ及び減損の認識を早めるかもしれない事象を勘案して行っております。その結果生じる実現損失は、当該下落が一時的でないと判定された年度の連結損益計算書に計上しております。

市場性のない持分証券は、公正価値が容易に算定できないため、原価で計上しております。ただし、特定の有価証券の価値が下落し、それが一時的でないと判断された場合には、当該有価証券は見積公正価値まで評価減しております。減損処理については、当該投資先の業績、事業計画、規制の変更、経済環境あるいは技術的な環境の変化等を熟慮のうえ決定しております。減損額を算定するために、公正価値は、投資先の純資産に対する当社グループの持分により算定しております。

たな卸資産

たな卸資産は主として、再販用に購入したネットワーク機器及びシステム構築に係る仕掛品からなっております。再販用に購入したネットワーク機器は、平均法により決定された原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されております。システム構築に係る仕掛品は、製造間接費を含めた実際製造原価又は時価のいずれか低い方をもって計上されております。たな卸資産は定期的にレビューされ、滞留又は陳腐化していると認められた品目は、見積正味実現可能価額まで評価減しております。

リース

SFAS第13号「リース会計」に規定されている特定の要件を満たすキャピタル・リースは、最低支払リース料の現在価値で契約当初に資産化されております。その他のリースは、オペレーティング・リースとして会計処理されております。キャピタル・リースの支払リース料は、リース債務の残高に対する利率が一定になるように支払利息とリース債務の返済とに配分されます。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたり定額法により処理しております。

セールスタ입・リース

当社グループは、顧客とセールスタ입・リース契約を締結しております。当社グループは、セールスタ입・リース契約に基づく売上について、リース資産が顧客に引き渡され検収された時点で収益として認識しております。収益は将来受取額の現在価値で認識され、セールスタ입・リースの受取利息は利息法を用いその他収益として認識されます。

有形固定資産

有形固定資産は原価で計上しております。有形固定資産の減価償却は、購入ソフトウェア及びキャピタル・リース資産を含め、主として定額法により、資産の見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方に基づいて計算しております。減価償却に用いる主な資産種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

	耐用年数の範囲
データ通信用、事務用及びその他の設備	2～15年
建物附属設備	3～15年
購入ソフトウェア	5年
キャピタル・リース資産	4～7年

長期性資産の減損損失

長期性資産は主として、キャピタル・リース資産を含む有形固定資産及び償却対象無形固定資産からなっております。当社グループは、SFAS第144号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」に従い、事象又は状況の変化により資産の帳簿価額を回収できない可能性が示唆された場合に、長期性資産の減損を検討しております。

のれん及びその他の無形固定資産

SFAS第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に従い、のれん（持分法によるのれんを含む）及び耐用年数が確定できないと認められる無形固定資産は償却されず、減損テストの対象となります。減損テストは、年1回あるいは、もし事象や状況の変化がこれら資産が減損をしているかもしれないという兆候を示すならば、それ以上の頻度で実施することが要求されます。当社グループは、3月31日に年次の減損テストを実施しております。耐用年数が確定できる無形固定資産は顧客関係及びライセンスからなっており、その見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。なお、顧客関係の耐用年数は3年から10年であり、ライセンスの耐用年数は5年であります。

退職年金及び退職一時金制度

当社グループは、SFAS第87号「年金に関する事業主の会計」およびSFAS第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に係る雇用主の会計」に準拠して会計処理しており、年金制度の財政状況（退職給付債務と年金資産の公正価値の差額）を連結貸借対照表で認識することとしております。

法人所得税

法人所得税は、各連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。また、法人所得税には財務報告目的と税務目的で認識された資産負債間の一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果の影響を含めております。繰延税金資産の評価性引当金は、繰延税金資産のうち実現が不確実であると考えられる金額に対して設定されております。

平成19年4月1日に、当社グループは、FIN第48号を適用しました。FIN第48号は、SFAS第109号「法人所得税の会計」に従って、企業の財務諸表において認識すべき法人所得税の不確実性に関する会計処理を明確にするものであります。当社グループは、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関連する利息及び課徴金については、連結損益計算書の法人税等に含めております。

外貨換算

外貨表示の財務諸表は、SFAS第52号「外貨表示の換算」に従い換算されます。これにより、当社グループの海外子会社及び持分法適用関連会社の資産及び負債は、決算日の為替レートにより日本円に換算されております。全ての損益項目は期中平均レートにより換算され、換算により生じる調整額は、その他の包括利益累計額に含み計上しております。

外貨建資産及び負債は、実質上、米ドル表示の現金及び預金からなっており、当第1四半期決算日のレートを用いて換算した金額により計上しております。その結果生じる為替差損益は損益に計上しております。

株式を基礎とした報酬

当社グループは、ストックオプションやその他の株式を基礎とした報酬に関する報酬費用を、修正プロスペクティブ法による公正価値に基づき測定し、計上することを求める改訂版SFAS第123号「株式を基礎とした報酬」(以下、「SFAS改訂第123号」といいます。)及び関連するFASB職員意見書(以下、「FSP」といいます。)を適用しております。SFAS改訂第123号は、適用日以前に付与されたオプションについては、権利の確定していないストックオプションの公正価値を残存する権利確定期間にわたって報酬費用として認識します。SFAS改訂第123号適用以前に権利が確定した報酬に帰属するこれらオプションの公正価値の部分については、認識されません。当社グループの既存の株式を基礎とした報酬は、既にその全ての権利が確定していたことから、SFAS改訂第123号は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に影響を与えませんでした。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上しております。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用認識し、販売費に計上しております。

基本的及び希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属四半期純利益は、期中の加重平均流通普通株式数を用いて計算しております。希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益は、ストックオプション行使に伴い発行可能な株式の希薄化の影響を勘案して算出しております。

その他の包括利益(損失)

その他の包括利益(損失)は、在外子会社の財務諸表の換算により生じる為替換算調整勘定、売却可能有価証券に係る未実現損益及び確定給付型年金の調整額からなっております。

セグメント情報

FAS第131号「企業のセグメントと関連情報に関する開示」は、事業セグメントに関する情報の開示基準を定めております。事業セグメントは、収益を稼得し費用が発生する事業活動が行われる企業構成要素で、経営上の最高意思決定者によって資源配分の意思決定や業績評価のためその経営成績が定期的にレビューされており、そのための分離した財務情報が得られる企業構成要素と定義されております。

当社グループは、インターネット接続サービス、アウトソーシングサービス、システムインテグレーション及びネットワークに関連する機器の販売等の役務を複合し、顧客のニーズに応じた包括的なソリューションの提供とATM運営事業を行っております。当社グループの事業活動の最高意思決定者である当社グループの代表取締役社長CEOは、「ネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業セグメント」及び「ATM運営事業セグメント」の2つのセグメントに基づき定期的に収益と費用のレビューを行っており、資源の配分と事業評価に関する意思決定も当該セグメントに基づき行っております。

新たな会計基準

平成18年9月にFASBは、SFAS第157号「公正価値による測定」を発行しました。SFAS第157号は、公正価値を定義し会計基準における公正価値による測定に関する枠組を確立し、公正価値測定に関する開示事項を拡大しております。SFAS第157号は、他の基準書において認められていた或いは要請されていた公正価値測定についても適用されることを明確化しましたが、新たな公正価値測定を要請するものではありません。平成20年2月に、FASBは、一部の非金融資産及び負債について、SFAS第157号の適用を1年間延長することを示すFSP第157号-2「SFAS第157号の適用日」を公表し、特定のリース資産については適用除外としました。当社グループは、平成20年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より、連結財務諸表において公正価値で認識され開示される全ての金融性資産及び債務について、SFAS第157号を適用しました。SFAS第157号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。平成21年4月1日以降、全ての非金融資産及び負債についてもSFAS第157号は適用されますが、SFAS第157号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成19年2月にFASBは、SFAS第159号「SFAS第115号の改訂を含む金融資産及び金融負債に関する公正価値評価オプション」を発行しました。SFAS第159号は、企業が適格金融資産及び負債について、一定の選択日において個々に公正価値で測定することを認めており、公正価値で測定することを選択した科目に係る未実現損益は損益として認識されることとなります。SFAS第159号は、平成19年11月15日より後に開始する会計年度より適用され、当社グループにおいては平成20年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりましたが、当社グループはSFAS第159号に基づく公正価値評価を選択しなかったことから、SFAS第159号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成19年12月にFASBは、SFAS改訂第141号「企業結合」を発行しました。SFAS改訂第141号は、買収者が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き受けた負債、被買収者の非支配持分及び取得したのれんの認識及び測定に関する基準及び要求を規定しております。また、SFAS改訂第141号は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要求を規定しております。SFAS改訂第141号は、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用となり、当社グループにおいては平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。平成21年4月にFASBは、FSP改訂第141号-1「偶発事象から発生する企業結合において取得した資産または引き受けた負債の会計処理」を発行しました。FSP改訂第141号-1は、企業結合における偶発事象から発生する資産及び負債について、取得時点における認識とその評価方法、取得後における評価方法と会計処理及びその開示内容を修正するものであります。当第1四半期において企業結合は発生していないため、SFAS改訂第141号及びFSP改訂第141号-1の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。将来の影響については、結合する事業の規模と内容に大きく依存するものと見込まれます。

平成19年12月にFASBは、SFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」を発行しました。SFAS第160号は、連結子会社における非支配持分及び連結子会社が連結対象外となったときの会計処理及び報告の基準を規定しております。SFAS第160号は、平成20年12月15日より後に開始する会計年度より適用となり、当社グループにおいては平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。SFAS第160号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成20年12月にFASBは、FSP改訂第132号-1「退職後給付制度資産に関する事業主の開示」を発行しました。FSP改訂第132号-1は、確定給付型年金及びその他の退職後給付制度について、制度資産の配分、制度資産の主要な分類毎の公正価値、制度資産に関する公正価値による測定の状況及びリスクの集中について、追加的な開示を要求しております。FSP改訂第132号-1は、平成21年12月15日より後に終了する会計年度より適用となります。当社グループは、FSP改訂第132号-1に規定する追加的な開示要求について現在その影響を評価中ですが、FSP改訂第132号-1の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないものと見込まれます。

平成21年4月にFASBは、SFAS第115号-2及びSFAS第124号-2「一時的でない減損の認識及び表示」を発行しました。SFAS第115号-2及びSFAS第124号-2は、連結財務諸表における負債証券及び持分証券の一時的でない減損に関する表示及び開示を改善するために、米国会計基準における負債証券の一時的でない減損に関する指針を修正するものであります。SFAS第115号-2及びSFAS第124号-2は、平成21年6月15日より後に終了する中間会計期間及び会計年度より適用となり、早期適用も認められております。当社グループにおいては、平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。SFAS第115号-2及びSFAS第124号-2の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成21年4月にFASBは、FSP第157号-4「資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合の公正価値の決定及び通常ではない取引の識別」を発行しました。FSP第157号-4は、資産又は負債に係るボリューム及び活動レベルが大きく低減した場合において、SFAS第157号に基づく公正価値測定を行うための追加的な指針を提供しております。また、FSP第157号-4は、取引が通常ではないことを示す状況を特定するための指針も含んでおります。FSP第157号-4は、平成21年6月15日より後に終了する中間会計期間及び会計年度より適用となり、当社グループにおいては平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。FSP第157号-4の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成21年5月にFASBは、SFAS第165号「後発事象」を発行しました。SFAS第165号は、貸借対照表日後、財務諸表の公表日までに発生した事象に関する会計処理及び開示の一般的な基準を規定するものであります。SFAS第165号は、平成21年6月15日より後に終了する中間会計期間及び会計年度より適用となり、当社グループにおいては平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。SFAS第165号の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

平成21年4月にFASBは、FSP第107号-1及びAPB第28号-1「金融商品に係る公正価値についての中間期における開示」を発行しました。FSP第107号-1及びAPB第28号-1は、公開会社に対し、中間期において要約財務情報を発行する時には、金融商品の公正価値についての開示を含めることを要求しています。この開示では、貸借対照表での認識の有無にかかわらず、その価値を見積もるために使用される、すべての金融商品の公正価値、関連する帳簿価額、公正価値を見積もるために使用された方法および重要な仮定の開示が要求されています。FSP第107号-1及びAPB第28号-1は、平成21年6月15日より後に終了する中間会計期間より適用となり、当社グループにおいては平成21年4月1日に開始する連結会計年度の第1四半期連結会計期間より適用となりました。FSP第107号-1及びAPB第28号-1の適用は、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与えませんでした。

2 その他投資

当社グループが保有する市場性のある持分証券（主として日本企業の普通株式からなる市場性のある株式）は全て、SFAS第115号に従って売却可能有価証券として区分されております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末現在、売却可能有価証券として区分されている有価証券に関する情報は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)				前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)			
	取得原価 (千円)	未実現利益 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)	取得原価 (千円)	未実現利益 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)
売却可能有価証券－持分証券	514,136	406,463	20,449	900,150	507,391	225,811	58,948	674,254

以下の表は、投資分類別及び未実現損失の継続期間別に、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末現在で一時的な減損と考えられる投資の公正価額及び未実現損失を示しております。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)
売却可能有価証券－持分証券	214,214	13,931	31,232	6,518	245,446	20,449

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)	公正価額 (千円)	未実現損失 (千円)
売却可能有価証券－持分証券	293,704	48,136	35,120	10,812	328,824	58,948

当社グループは、すべての投資に対して一時的な減損か否かを判定するために定期的にレビューを行っております。当該分析はアナリストのレポート、信用格付け及び株価変動率のレビューを含んでおります。

当第1四半期連結会計期間末における当社グループの市場性のある持分証券の未実現損失は、商業銀行、製薬会社及び鉄道会社など日本の大企業の普通株式に関するものであります。各々の公正価額は取得原価に対して2.2%から17.9%下落しております。なお、未実現損失の発生期間は20ヶ月未満であります。当社グループは、当該公正価額が将来回復するのに十分な合理的期間にわたって株式を継続所有するという能力と意図があり、当該投資が当第1四半期連結会計期間末現在で一時的な減損であると判断しております。

前四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却はありません。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の原価法による投資額は合計で、それぞれ1,225,337千円及び1,240,340千円でした。

「その他の収益（費用）」に計上されている、市場性のある持分証券及び市場性のない持分証券に対する投資の評価減による損失は、一時的なものではないと考えられた価額の下落を反映して計上されたものであり、前第1四半期連結累計期間における市場性のある持分証券に対する投資の評価減による損失は7,391千円、当第1四半期連結累計期間における市場性のない持分証券に対する投資の評価減による損失は1,504千円でした。

3 企業結合

前第1四半期連結累計期間及び第1四半期連結累計期間に生じた企業結合はありません。

4 のれん及びその他無形固定資産

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末現在の無形固定資産の内訳は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)
	金額(千円)	金額(千円)
償却対象無形固定資産：		
ライセンス	143,110	143,110
顧客関係	289,000	289,000
合計	432,110	432,110
減算：償却累計額		
ライセンス	△23,853	△16,697
顧客関係	△134,615	△118,309
合計	△158,468	△135,006
償却対象無形固定資産－純額	273,642	297,104
非償却無形固定資産：		
電話加入権	9,478	9,485
商標権	192,000	192,000
顧客関係	2,586,698	2,703,217
のれん	2,639,319	2,639,319
合計	5,427,495	5,544,021
無形固定資産合計	5,701,137	5,841,125

当第1四半期連結会計期間における事業セグメント別ののれんの残高の増減は、以下のとおりであります。

	ネットワーク及びSI事業	ATM運営事業	合計
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
平成21年3月31日現在の残高	2,403,768	235,551	2,639,319
期中における取得	—	—	—
平成21年6月30日現在の残高	2,403,768	235,551	2,639,319

当第1四半期連結会計期間において取得したのれん以外の無形固定資産はありませんでした。

当第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度における償却対象無形固定資産の償却額は、それぞれ23,462千円及び81,923千円であります。

当連結会計年度以降5年間の償却対象無形固定資産の見積償却費は以下のとおりであります。

	年度別の償却費
	金額(千円)
平成21年度	92,322
平成22年度	59,684
平成23年度	54,989
平成24年度	54,989
平成25年度	20,236

5 株主持分の取得

当社は、当第1四半期連結会計期間において、連結子会社㈱トラストネットワークス及びGDX Japan㈱の第三者割当増資に応じ、それぞれ266百万円及び25百万円で各々の普通株式を追加取得いたしました。当社は、両社の支配持分を既に保持しており、SFAS第160号に従い、この株式取得による当社株主に帰属する持分の減少は、資本取引として会計処理されました。

当社株主に帰属する四半期純利益及び非支配持分への移転：

以下の表は、当社グループの資本における、連結子会社に対する当社の支配持分の変更の影響を開示するものであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
当社株主に帰属する四半期純利益	169,077	180,478
非支配持分への移転 ㈱トラストネットワークス及びGDX Japan㈱普通株式の取得に係る資本準備 金の減少	—	△89,918
当社株主に帰属する四半期純利益からの 変動額と非支配持分への移転額	169,077	90,560

6 退職給付制度

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における期間純年金費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
勤務費用	94,455	98,820
利息費用	9,077	8,619
年金資産の期待運用収益	△6,738	△4,282
移行時債務の償却	101	80
数理計算上の損失の償却	3,223	6,377
期間純年金費用	100,118	109,614

当社及び一部の子会社は、平成21年3月31日まで、退職一時金制度及び従業員非拠出型の確定給付型年金制度を有しており、これらの二制度を合わせると、役員を除くほぼ全従業員を対象としていることとなります。また、当社及び一部の子会社は、複数事業主が設定した拠出型年金制度である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しており、ほぼ全従業員がその対象となっております。

平成21年3月31日に、当社は、平成24年3月に現行の税制適格年金制度が終了となるため年金制度を変更し、従前の年金制度のうち71%に相当する額を新しい確定給付型年金制度へ、29%に相当する額を確定拠出型年金制度へ移管いたしました。

当社は、これらの従業員非拠出型の年金制度に対し、毎期掛金を拠出しております。

7 約定債務及び偶発債務

平成13年12月、米国において連邦証券諸法違反を申し立てる集団訴訟が当社ならびに一部の当社取締役、そして当社の米国にての新規株式公開時の引受証券会社を被告として提起されました。同様の申立ては、平成10年以降に新規株式公開を行った他の300社以上の発行体に対しても起こされており、ニューヨーク州南部地区では、これらの申立てを統一した手続きの中で進めております。平成14年4月24日に修正訴状が提出され、特に、当社の新規公開株式の引受人が、(i)引受人の顧客との間で、一定の補償契約（例えば、未公開の手数料契約又は流通市場で株式を買取る抱き合わせ契約）を締結した、及び(ii)新規株式公開後において流通市場で当社の株価を人為的に引き上げる操作を行ったことにより、米国証券諸法に違反したと主張されました。平成14年7月15日、当社は、同様な各種訴訟で提訴を受けている発行者や個人による、修正訴状の却下を求める共同申立てに参加しました。平成15年2月19日、裁判所は、当該却下を求める申立てについて裁定をしました。裁判所は、当社に対する主張が不十分であるとして、米国証券取引法により定められたRule10b-5に基づく当該請求の却下を求める申立てを承認しました。また、米国証券取引法第11条に基づく請求の却下を求める申立ては、併合された事件における当社を含めた実質的に全ての被告について否認されました。平成15年6月、当社は条件付きで、本件の原告との提案された部分的な和解に同意し、和解被告である他の発行体と共に、和解契約についての裁判所の仮承認を求めました。和解契約では、被告である引受証券会社の回収について当社の保険会社が保証を行うこと及び当社がその他の非金銭的な報酬を提供することと引き替えに、修正訴状における不公正な行為について被告である当社及び取締役を解放することになっておりました。部分的な和解は裁判所の承認を受けていない状態であり、引受証券会社に対する訴訟は継続しました。連邦地方裁判所は、訴訟を、併合された310の事件全てについてではなく、数件の事件（以下、「集中審理事件」といいます。）に絞って行うと判断しました。当社の事件はそれらの事件に含まれていません。平成16年10月13日、連邦地方裁判所は、当該事件を集団訴訟として認定しました。被告である引受証券会社は、当該認定について控訴し、平成18年12月5日、連邦控訴裁判所は、連邦地方裁判所による集団訴訟であるという認定を破棄しました。平成19年4月6日、連邦控訴裁判所は、原告の再弁論の申立てを否認し、続いて同年5月18日には、全員一致でこれを否認しました。連邦控訴裁判所の見解を踏まえて、当社を含めた全ての発行体である被告のための特別代理人は、連邦地方裁判所に、当該訴訟クラスのような否認された和解クラスは認定されないことから和解契約も承認されない旨を知らせました。平成19年6月25日、連邦地方裁判所は、和解契約を終了する命令を発令しました。平成19年8月14日、原告は、6件の集中審理事件について第2修正訴状を提出し、同年9月27日、再度、集団訴訟としての認定を求める申立てを行いました。平成19年11月12日、一部の被告は、集中審理事件において第2修正訴状の却下を求める申立てを行いました。平成20年3月26日、連邦地方裁判所は、新規株式公開時の公募価格より高い値段で株式を売却した原告及び以前認定された原告クラス構成員を画定するための一定の期間外に株式を購入した原告による米国証券取引法第11条に基づく請求を除き、申立てを否認しました。平成20年10月10日、集団訴訟としての認定を求める申立ては取り下げられましたが、当該取下げは再度の申立ての制限その他の実体的効果を持つものではありません。平成21年4月2日、仮承認を求めるため、原告、被告発行会社及び被告引受会社との間の和解契約が連邦地方裁判所に提出されました。平成21年6月10日、連邦地方裁判所は、原告の仮承認を求める申立てを認め、和解クラスを仮認定しました。和解に関する最終的な審査は、平成21年9月10日に予定されております。当該審査の後、連邦地方裁判所が、和解がクラスメンバーにとって公正であると判断した場合には、和解が承認され、当社及びその個人被告に対する本件訴訟は取り下げられます。当該取下げは、再度の申立ての制限その他の実体的効果を持ちます。この和解提案が現在の形で承認及び実行されることを保証できませんし、この和解提案の承認及び実行が全くなされない可能性もあります。訴訟に当然に付随する不確定性のため、また和解承認手続が初期の段階であることから、本件の最終的な結果について確定的に述べることはできません。

上記に加え、当社グループは通常の事業の過程において生じる他の訴訟及び請求の当事者となっております。

当社は、資産運用の一環として、平成18年5月、平成19年1月及び平成20年1月に、主として未上場株式等を投資対象とするファンドに対し、それぞれ5,000千米ドル（3ファンド合計で15,000千米ドル）の資金拠出を行う投資一任契約を投資顧問会社と締結しました。当社は、これらのファンドの資金拠出要請（キャピタル・コール）に応じ、今後複数年間に資金を順次拠出する予定であり、当第1四半期連結累計期間末現在にて、これら3ファンドへ500,000千円の拠出を行っております。これらファンドに対する投資額は、当社グループの四半期連結貸借対照表の「その他投資」に計上されております。

8 その他の金融商品

通常の事業の過程において、当社グループは金融資産への投資を行っております。これらの金融資産の公正価値を見積もるに当たり、当社グループは市場価値が入手可能である場合には当該市場価値を利用しております。市場価値が入手可能でない場合には、当社グループは主に割引キャッシュ・フロー法を用いて公正価値を見積もっております。営業債権及び営業債務など1年以内に回収・決済が行われる予定である一定の金融資産・負債については、期日までの期間が短期であることから、当社グループはその帳簿価値は公正価値に近似すると考えております。また、リース契約の終了時に全額払戻可能な敷金保証金については、残存する解約不能リース期間が主として2年以内であることから、当社グループはその帳簿価値は公正価値に近似すると考えております。多数の小規模な非関係会社及び非上場会社に対する投資の公正価値の見積りは実務上困難で、その見積りを行うには多大なコストを要します。積立保険料は、解約返戻金の額で計上されております。

金融商品の帳簿価値及び公正価値の要約は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日現在)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日現在)	
	帳簿価値	公正価値	帳簿価値	公正価値
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
その他投資：				
公正価値が見積り可能なもの	900,150	900,150	674,254	674,254
見積りが実務上困難なもの	1,225,337	—	1,240,340	—
期間1年超の積立保険料 (その他資産)	192,389	192,389	206,387	206,387

9 公正価値による測定

SFAS第157号は、公正価値は、測定日における市場参加者間の通常の取引において、資産の売却によって受け取る価格または負債を譲渡するために支払う価格であると規定しております。SFAS第157号は、公正価値を測定するにあたり使用する仮定(インプット)に応じて、次の3つのレベルに階層化することを要求しております。

- ・レベル1：観察可能なインプット(活発な市場における、同一の資産または負債の市場価格)
- ・レベル2：レベル1の市場価格以外の観察可能なインプット(活発な市場における類似の資産または負債の市場価格。あるいは、活発でない市場における同一あるいは類似の資産または負債の市場価格、市場価格以外の観察可能なインプットあるいは観察可能な市場データによって裏付けされたインプット)
- ・レベル3：観察不能なインプット(市場価格が得られないもの)

<公正価値により測定した資産—経常ベース>

前第1四半期連結会計期間末及び当第1四半期連結会計期間末現在において、SFAS第157号に規定する階層により公正価値測定を行った経常基準による資産及び負債は、それぞれ以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日現在)		
	レベル1	レベル2	レベル3
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
資産：			
売却可能有価証券—持分証券	900,150	—	—

	前連結会計年度末(平成21年3月31日現在)		
	レベル1	レベル2	レベル3
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
資産：			
売却可能有価証券—持分証券	674,254	—	—

売却可能有価証券は、日本、米国及び香港の株式市場に上場する上場株式であり、市場価格が得られるものであるためレベル1に分類しております。

<公正価値により測定した資産－非継続ベース>

	当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日現在)			
	レベル1	レベル2	レベル3	減損
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
資産:				
市場性のない持分証券	—	—	556	1,504

	前連結会計年度末(平成21年3月31日現在)			
	レベル1	レベル2	レベル3	減損
	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
資産:				
市場性のない持分証券	—	—	298,280	360,451

APB第18号「普通株式による投資に対する持分法の会計」に従って、当社は、一定の事象や状況が生じた時には、当社の投資の帳簿価額の再評価を行っております。この再評価は、当社の投資の公正価値とそれぞれの帳簿価額との比較を要求しております。

当第1四半期連結会計期間末現在において、帳簿価格2,060千円の市場性のない持分証券について、一時的なものでないと考えられた価額の下落を反映し、1,504千円の評価損失を認識して公正価値556千円まで評価減をおこなっておりますが、当該損失は当第1四半期連結会計期間の連結損益計算書に含まれております。減損を認識した市場性のない持分証券には全て観察不能なインプットを用いていることから、レベル3に分類しております。

当該評価減の対象となった有価証券につきましては、予測キャッシュ・フロー等のデータを入手できないため、各投資先の純資産価額に基づき、公正価値を算出してしております。

10 基本的及び希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益

前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における、基本的1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の調整計算は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
分子:		
当社株主に帰属する四半期純利益(千円)	169,077	180,478

分母:		
普通株式の期中平均株式数－基本的(株)	206,478	202,544
ストックオプションによる希薄化効果(株)	120	—
普通株式の期中平均株式数－希薄化後(株)	206,598	202,544

基本的普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)	818.86	891.06
希薄化後普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益(円)	818.39	891.06

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、以下のストックオプションの行使に伴い発行可能な株式は、その権利行使価格が当社の普通株式の市場平均価格を上回っていたことから、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の計算に含めておりません。

希薄化の計算から除いたストックオプションの行使に伴う潜在株式数は、下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
ストックオプションの行使に伴い発行可能な株式(株)	950	2,575

11 セグメント情報

下記に報告されている事業セグメントは、セグメント別の財務情報を利用できるようにするためのものです。セグメント別の売上高、利益あるいは損失を測定するために使用された会計方針は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則と一致しております。当社グループの経営陣は、この財務情報を、資源配分の意思決定や業績評価のために使用しております。

ネットワークサービス及びSI事業セグメントは、インターネット接続及びアウトソーシングサービス売上高、システムインテグレーション売上高及び機器売上高からなっております。ATM運営事業セグメントは、ATM運営事業売上高からなっております。

前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間との比較のため表示しております。

<事業セグメント情報：営業収益>

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
ネットワークサービス及びSI事業	16,341,901	15,921,322
外部顧客に対するもの	16,323,298	15,827,051
セグメント間取引	18,603	94,271
ATM運営事業	4,835	7,459
外部顧客に対するもの	4,835	7,459
セグメント間取引	—	—
セグメント間取引消去	18,603	94,271
連結	16,328,133	15,834,510

<事業セグメント情報：営業利益(△損失)>

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
	金額(千円)	金額(千円)
ネットワークサービス及びSI事業	484,028	588,834
ATM運営事業	△69,350	△232,912
セグメント間取引消去	3,416	5,044
連結	411,262	350,878

セグメント間の取引は、独立企業間取引価格によっております。また、営業利益(△損失)は、営業収益から営業費用を差し引いた額であります。

当社グループのほぼ全ての収益は、日本において事業を営む顧客からのものであります。地域別情報については、海外取引に重要性がないため、開示しておりません。

12 重要な後発事象

当社の経営者は、平成21年8月12日(当四半期連結財務諸表の公表日)までの当社グループの全ての活動を評価検討し、当四半期連結財務諸表に開示が必要な後発事象は無いと結論いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社 インターネットイニシアティブ

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 赤塚 安弘 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 隆史 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「当四半期連結財務諸表作成の基準について」参照）に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月12日

株式会社 インターネットイニシアティブ

取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 赤塚 安弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 隆史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社インターネットイニシアティブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「当四半期連結財務諸表作成の基準について」参照）に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月12日
【会社名】	株式会社インターネットイニシアティブ
【英訳名】	Internet Initiative Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 幸一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 渡井 昭久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
【縦覧に供する場所】	株式会社インターネットイニシアティブ関西支社 (大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番8号) 株式会社インターネットイニシアティブ名古屋支社 (愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社インターネットイニシアティブ横浜営業所 (神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役社長鈴木幸一及び取締役CFO渡井昭久は、当社の第18期第1四半期（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）に係る四半期報告書に関して、本四半期報告書の提出日現在において、私たちの知る限り、本四半期報告書の記載内容は全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

